

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

佐賀県公安委員会規則第四号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に規定する事務の項中
「第90条第4項」を「第90条第5項及び第6項」とし「第103条第1項」を
「第103条第1項及び第2項」とし「第103条第3項」を「第103条第4項」とし
「第107条の5第8項」を「第107条の5第9項」とし「第107条の5第3項」
を「第107条の5第4項」とし

第104条の2の 3第1項	臨時適性検査に係る免許の取消し
------------------	-----------------

を

第104条の2の 3第1項	臨時適性検査に係る免許の取消し
第107条の5第 1項及び第2項	自動車等の運転禁止

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。